

令和8年●月●日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市下水道事業審議会
会長 佐藤 和美

適正な下水道使用料の在り方について（答申）（案）

令和7年8月8日付け菊生下第59号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答申書（案）

適正な下水道使用料の在り方について

菊川市下水道事業審議会

1 下水道事業の現状と経営課題

本市の下水道事業は、平成 17 年に供用を開始し、市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全という役割を担ってきました。平成 30 年に公営企業会計へ移行してからは、当期純損失を計上し続けており、汚水処理にかかる費用を使用料で回収できていません。その不足額については、一般会計からの繰入により補填されている状況です。

今後、人口減少に伴い、下水道使用料収入は減少していくことが見込まれています。また、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰により事業費が増加する中、金利上昇による資金調達コストの増加など、今後の経営状況は一層厳しくなる見通しです。これらを踏まえ、財源を確保していくことが重要な課題となっています。

2 下水道使用料改定の基本方針

下水道事業においては、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、汚水処理費は下水道使用料により賄うこととされています。しかし、本市では直近 5 年間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の経費回収率が 77.3%であり、本来達成すべき 100%を大きく割り込んでいるのが現状です。

今回の審議にあたり、「菊川市下水道事業経営戦略（令和 5 年度改定）」の財政シミュレーションを現況に合わせて修正した結果、経費回収率 100%を達成するためには、改定率を 38.4%にする必要があるとの試算が出ました。しかし、一度の改定で使用料を 40%近く引き上げることは、使用者への影響が大きいため、段階的に下水道使用料を引き上げていく方針とします。

3 下水道使用料の改定案

(1)使用料の算定期間

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金であることから、できるだけ安定性を保つことが望まれます。このため、国土交通省が示す使用料算定期間である 3～5 年のうち、最も長い 5 年を採用し、令和 9 年度から令和 13 年度までを下水道使用料の算定期間とします。

(2)使用料の改定率

審議にあたり、下記の３点を考慮に入れて改定率を検討しました。

- ①経費回収率を段階的に引き上げていくこと。
- ②経営戦略では、令和 9 年度に 17.5%、令和 14 年度に 8.2%、下水道使用料の改定を行うこととなっていること。
- ③最低限の経営努力であると国が示す、使用料単価 150 円/㎡以上とすること。

複数の改定率について議論した結果、使用者負担の急増を抑制する必要性は認識するものの、速やかに経営改善を図るという観点から、今回の改定率は 20%とする結論に至りました。

(3)使用料体系

ア 基本水量

少量利用者や一般家庭の使用料負担軽減のため、一定水量を定額とする制度は有効です。将来的には、国の方針である基本水量制を廃止する可能性も考えられますが、使用者への影響を考慮し、基本水量は現行の 2 か月当り 16 立方メートルを継続することが適当であると判断しました。

イ 基本使用料

基本使用料とは、使用水量に関係なく負担する使用料であり、施設の維持管理に対して発生する固定的経費を回収するためのものです。

しかし、本市の基本使用料による固定的経費の回収率は約 40%（令和 6 年度決算）と低い水準にあります。将来の人口減少や節水化による収入減リスクに対応するため、使用者負担とのバランスに配慮しつつ、固定的経費に占める基本使用料の割合を高めることで、経営の安定化を図る方針としました。

審議会では、下水道使用料の改定率 20%を前提に、固定的経費に対する基本使用料の割合を 50%へ向上させる案が適当であるとの結論に至りました。

ウ 従量使用料（使用料単価、累進度、使用料区分数）

従量使用料とは、使用水量に応じて負担する使用料であり、動力費など処理水量によって増減する変動経費に充当されるものです。使用水量が使用料に反映されるため、公平性が保たれます。

従量使用料単価については、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用しています。これは、負担の公平性や資源の保護に加え、使用水量の変動が大きい大口利用者のために施設を整備したコストを回収しようというものであり、全国的にも多くの地方自治体が採用しています。

従量使用料の単価について、固定的経費に対する基本使用料の割合を 50%とした場合に、使用料の総収入が 20%増となるよう調整した案を採用しました。

また、従来どおり累進制を採用し、大口利用者に依存しすぎないように、現行の累進度（1.17）を維持することが適当であると判断しました。

使用料区分数については、4 区分案も検討しましたが、効果が限定的であり、区分間の不公平が生じる可能性があることから、3 区分を継続するとの結論に至りました。

表 下水道使用料（2 か月当り・税抜）

項目		水量	金額 (現行体系)	金額 (改定案)
使用料体系	基本使用料	0～16 立方メートルまで	1,920 円	2,400 円
	従量使用料 (1 立方メートル当り)	16 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	120 円	142 円
		100 立方メートルを超え 200 立方メートルまで	130 円	153 円
		200 立方メートルを超えるもの	140 円	165 円

4 附帯意見

下水道事業は、住民生活や企業活動を支える重要な社会基盤であることから、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業経営が求められます。

そのため、適正な下水道使用料の設定を行うとともに、以下のことに留意していただきたい。

- (1)経営戦略及び下水道使用料の見直し時において設定した目標を確実に達成するため、5年程度の間隔を目途とした定期的な下水道使用料等の検討を行うこと。また、社会経済情勢の変化等により事業経営の悪化が懸念される場合は、使用者に過度な負担をかけることのないように、早い段階から適時適切な下水道使用料等の検討を行うなど、柔軟な対応に努めること。
- (2)下水道事業の経営の安定と持続可能な事業として、利益の確保はもとより、企業債残高や各種指標に留意するとともに、中長期的な視点で事業の効率化を図りながら事業費の削減を図ること。また、接続促進等の下水道使用料収入向上のための取り組みに引き続き努めること。
- (3)2か月当たり16立方メートルまでの基本水量を定額とした基本水量制と、基本使用料及び従量使用料を合わせた二部使用料制を導入してきたが、単身世帯などの増加により、基本水量に満たない使用者の割合が増加傾向にあることから、今後、生活排水の実態等を的確に把握し、時代に合った新たな料金体系の設定に向けた検討をすること。
- (4)下水道使用料の改定については、住民生活や企業活動などに大いに影響をあたえるため、下水道使用者への十分な周知と説明に努めること。

5 附属資料

(1) 菊川市下水道事業審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属団体・役職等
下水道事業に関して優れた識見を有する者	佐藤 和美 (会長)	静岡産業大学 名誉教授
	玉澤 一雄 (副会長)	一般社団法人 地方公会計研究センター 理事
	杉山 重人	税理士
下水道使用者	近江 由美子	島田掛川信用金庫 菊川南支店 次長
	大石 芳正	社会福祉法人 白翁会 理事長
	木野 園枝	学校法人中央学園 幼保連携型認定こども園 菊川中央こども園 園長
	谷許 修	環境菊川野鳥の会 代表

(2)審議経過

回次	開催日・開催場所	審議内容
第1回	令和7年8月8日（金） 菊川市役所 本庁舎2階 庁議室	・経営改善に係る基本方針について
第2回	令和7年11月7日（金） 菊川浄化センター1階 会議室	・下水道使用料改定率の決定 ・使用料体系の方針設定
第3回	令和8年2月12日（木） 菊川浄化センター1階 会議室	・基本使用料の決定 ・従量使用料区分数の検討
第4回	令和8年7月9日（木） 菊川浄化センター1階 会議室	・答申書案について
第5回	令和8年●月●日（●） 菊川浄化センター1階 会議室	・答申書案について

(3) 諮問書（写）

菊生下第 59 号
令和 7 年 8 月 8 日

菊川市下水道事業審議会会長 様

菊川市長 長谷川 寛



諮問書

菊川市下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「適正な下水道使用料の在り方について」

2. 諮問の趣旨

菊川市の公共下水道事業は、平成 17 年 3 月から供用を開始し、また、平成 30 年 4 月より、地方公営企業法を適用しています。

近年、処理施設の更新需要の増大や、光熱費等の高騰による污水处理費の増加、人口減少や節水思考に伴う収入減少の見込み等、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。下水道使用料については、約 20 年前の供用開始当初に定めた使用料体系・単価を継続していますが、本来、使用料収入で賄うべき污水处理費を賄えておらず、不足額を一般会計からの繰入金で補填している状況です。

そこで、令和 5 年度に改定した「菊川市下水道事業経営戦略」においては、財政検討の結果から、経費回収率を改善し、中長期的な資金確保を目標として段階的に下水道使用料を改定する計画としました。

下水道施設の維持管理には多額の費用を必要とし、今後とも下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められます。

つきましては、将来にわたり本市の下水道事業を健全に経営するために、適正な下水道使用料の在り方について審議いただきたく、諮問いたします。